

障第1129号
平成29年3月31日

指定生活介護事業所等設置法人の代表者
様
指定通所支援事業所設置法人の代表者

栃木県保健福祉部障害福祉課長

運営規程に定める営業時間等について（通知）

日頃より障害福祉施策の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、平成29年3月17日にかけて本県で実施された会計実地検査において、指定通所支援事業所等に関する検査が実施されましたが、その結果、営業時間の取扱い等について整理する必要が生じました。

これを受け、運営規程に定める営業時間とこれに伴い延長支援加算及び開所時間減算等の適用に係る考え方について別紙のとおり整理することとし、平成29年10月1日から運用することとしました。

つきましては、貴事業所の状況について確認の上、必要に応じ運営規程の変更や延長支援加算及び開所時間減算に関する変更届出の提出をお願いします。

福祉サービス事業担当

NTT-TEL 028-623-3059

NTT-FAX 028-623-3052

運営規程に定める営業時間について

1 営業時間

営業時間とは、送迎のみを実施する時間は含まれないサービスの提供時間をいい、具体的には、事業所に直接支援の業務に従事する職員を配置し、利用者を受け入れる体制を整えている時間をいう。

なお、イメージは次に示すとおりで網掛部分が営業時間。

例1	送迎なし 人員配置なし	サービスの提供時間	送迎なし 人員配置なし
例2	送迎なし 人員配置＝受入体制あり	サービスの提供時間	送迎なし 人員配置＝受入体制あり
例3	送迎あり 人員配置なし	サービスの提供時間	送迎あり 人員配置なし
例4	送迎あり 人員配置＝受入体制あり	サービスの提供時間	送迎あり 人員配置＝受入体制あり

2 延長支援加算

上記1の営業時間が8時間以上である外、以下に注意すること。

(1) 生活介護

- ・生活介護計画等に基づき支援を行うこと

(2) 児童発達支援・放課後等デイサービス

- ・やむを得ない理由が障害児支援利用計画に記載されていること
- ・児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画に基づき支援を行うこと

☞H24QA103～「なお、営業時間については、利用状況を踏まえ適切に設定する必要がある。例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時から10時の利用はなく、17時以降の利用が多い場合は営業時間を10時から18時にする等、適正化を図られたい。」

☛H24QA103を踏まえ、児童発達支援・放課後等デイサービスの定員を通じて設定している事業所において午前の児童発達支援の提供のため営業時間の見直しが困難な場合を除き、放課後等デイサービスの授業終了後の報酬を算定する場合に延長支援加算を算定することは適切ではない。

3 開所時間減算

上記1の営業時間により適用が判断されること。